

監査結果に係る措置通知書

環境局	監査結果 (指摘事項)	改善措置
	<p>(1) 特定随意契約について</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により福祉施設等を相手方として物品又は役務の調達に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には、仙台市契約規則に定める公表等の手続をするものとされている。</p> <p>ところが、廃棄物企画課においては、缶・びん・ペットボトル等資源回収容器洗浄業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会と随意契約（特命）を行ったにもかかわらず、調達計画・発注予定案件の公表、契約締結結果の公表及び契約課への報告を行っていなかった。</p> <p>また、家庭ごみ減量課においては、葛岡リサイクルプラザ受付・案内及び補修等業務委託契約並びに今泉リサイクルプラザ受付・案内及び補修等業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として公益社団法人仙台市シルバー人材センターと随意契約（特命）を行ったにもかかわらず、調達計画・発注予定案件の公表、契約締結結果の公表及び契約課への報告を行っていなかった。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（特定随意契約）を行う場合には、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。特に、随意契約を行う場合には、「随意契約ガイドライン」を参照の上、十分に検討し処理する必要がある。</p>	<p>平成30年度の特定随意契約において未実施であった、調達計画・発注予定案件の公表、契約締結結果の公表及び契約課への報告については、平成30年11月に行った。</p> <p>平成31年度における特定随意契約の締結に当たっては、仙台市契約規則所定の手続である調達計画・発注予定案件の公表、契約締結結果の公表及び契約課への報告を遺漏なく実施した。</p> <p>再発を防止するために、課内会議において「契約事務の手引」等を参照しながら、関係法令等に則り必要な手続を適正に行うよう周知徹底を図るとともに、人事異動の際には、特定随意契約に係る事務処理について事務引継書に記載し、確実に後任者へ引き継ぐこととした。</p> <p>課内会議 廃棄物企画課 平成31年2月5日 家庭ごみ減量課 平成31年1月25日</p> <p>平成31年度分特定随意契約 調達計画の公表 平成31年2月25日 発注予定案件の事前公表 平成31年3月15日 契約締結日 平成31年4月1日 契約締結結果の公表 平成31年4月1日 契約課への報告 平成31年4月10日</p>